

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

石川県立いしかわ特別支援学校

1 基本的な考え方と方針

- ◎学校再開にあたり、文部科学省及び県教委の学校再開ガイドラインに基づき、各学部の状況や児童生徒の実態に応じた本校の学校再開ガイドラインを設定し、本校教職員及び保護者に周知する。
- ◎本校教職員及び保護者、関係機関等の連携・協力体制のもとに、子ども達の安全と健康を第一に考え、適切な感染予防策や環境調整等を講じながら、教育活動を段階的に再開する。
- ◎本校の感染予防策については、本校校医(上野先生、武部先生)及び主治医等の指導・助言を受けるものとする。

2 ウイルスに感染しないための基本的な対応

- ①感染源を断つこと (ウイルスを持ち込まない 人との接触回避)
- ②感染経路を断つこと (ウイルスをうつさない 除菌・消毒の徹底 手洗いの習慣化、せきエチケットの励行 学習活動の工夫、換気)
- ③抵抗力を高めること (十分な睡眠、食事、適度な運動の実施)

3 学校における集団感染のリスクへの対応 →3つの密が重なる条件を回避すること

- ①換気の悪い密室空間にしない →換気の徹底
- ②多くの人が手の届く距離にいない →空間と身体的距離の確保
- ③近距離での会話や発声を避ける →飛沫感染及び接触の回避

4 教職員

- ◎自らがウイルス感染しないこと。責任ある行動を取ることを。
- ◎自らの体調管理をしっかりとす。体調不良時は無理に出勤しない。
- ◎校内でのサージカルマスクまたは不織布マスク着用と頻回な手洗いにて、感染予防をしっかりと行う。

- (1)出勤前の検温・体調チェック、職員室に入る前の手洗い
→発熱や風邪症状等、体調不良時は出勤しない
→出勤後、各学部の健康チェック表に各自が記入

- (2)職員室の分散化の継続
→A部門：図書室・被服室 B部門：さくら棟・会議室1

- (3) 指導する前に手洗いや手指消毒の励行 マスク着用
- (4) 定期的な教室換気
 - 常時、高窓は開けておく。窓を少し開けておく
 - 最低でも1時間に1回、2方向の窓を大きく開ける（児童生徒の安全のため、一部の教室は窓の開閉を抑えるストッパーを使用）
- (5) 食事介助及び医療的ケアはマスク、フェイスシールド、ガウンの着用
- (6) トイレ介助は簡易手袋、マスクの着用
- (7) 児童生徒指導時のソーシャルディスタンスの確認
- (8) 家庭における感染予防の徹底、外出の自粛等責任ある行動をとること
- (9) 家族等で発熱や体調不良があった場合、ケースによって自宅待機する

5 児童生徒

- ◎子ども達にウイルスを感染させない。
- ◎校内での手洗い等の感染予防をしっかりとする。

- (1) 登校前の検温と体調確認
 - 家庭と連携した健康チェック表の活用
 - 発熱や体調不良の場合、登校を控えるよう保護者へ協力依頼
- (2) 登校後の児童生徒の健康チェック
 - 教室にて再度検温、健康観察をする。午後にも一回検温
 - 登校後、体調不良になった児童生徒の待機部屋（個別指導室）
- (3) 登校後の手洗い、難しい場合は手指消毒(アルコール)
 - 児童生徒の実態に応じたマスク着用
- (4) 給食前にも同様に手洗いし、難しい児童生徒は手指消毒をする。
- (5) よだれなどのある児童生徒は専用のタオルを数本用意していただく。
 - 使用後は個別にナイロン袋に入れて持ち帰り、洗濯をお願いする。
- (6) 自主通学生の保護者送迎の依頼 早めの登校を促す
 - J R等利用時の注意喚起 サージカルマスク着用 人混みの回避
- (7) 医療的ケア児への対応
 - 主治医等の指導・助言を踏まえた感染予防の実施
 - 喀痰、吸引時は別室やパーテーションを用意
 - 使用後のチューブと器具はアルコール消毒する
 - 学習環境や教育活動の工夫をしながら弾力的な授業実施
 - 登校時のメディカルチェックの徹底

6 保護者との連携・協力

- ◎発熱、体調不良時は登校を控えることを協力依頼
- ◎家庭における感染予防の徹底 手洗いや手指消毒の実施
- ◎家庭との連携による子ども達の体調管理の実施

- (1) 登校前の検温と子どもの体調管理の徹底
→健康観察チェック表の記入と確認
- (2) 発熱や風邪症状、体調不良時は登校自粛することや登校後、発熱等があった場合にはすぐに保護者迎えを依頼
- (3) 登校前の家庭における手洗いや手指消毒を励行
児童生徒の実態に応じたマスク着用の依頼
- (4) 抵抗力を高めるために、十分な睡眠、食事に留意する
- (5) 休日時には不要不急な外出を避けるよう依頼

7 授業対応

- ◎各学部の実態に応じた3つの密が重なる条件を回避した授業の実施
- ◎感染リスクが高い学習活動は実施しない
- ◎校内外の行事や業務の精選と実施の工夫

- (1) 教室での通常の授業はソーシャルディスタンスに留意し、教室の除菌や換気、教師や児童生徒の手洗い、座席の位置に留意しながら実施する。
- (2) 当面の間、音楽科の歌唱指導や家庭科の調理など、感染リスクが高い活動を行わない。
- (3) 作業学習や生活単元学習等大勢の児童生徒が参加する授業は3つの密が重なる場を回避しながら、場所や参加人数、活動内容を工夫して実施する。
- (4) 密集を避けるため、体育館での体育では、極力、接触を避け、活動内容を工夫しながら実施。小体育館やエントランスなども使用して分散する。
→体育館の換気を実施。道具や器具は適宜、消毒すること
→整列する場合、ソーシャルディスタンスの範囲ですること
→今後、熱中症予防に努め、こまめに水分補給すること
- (5) 会議室や多目的室など、広い場所も授業場所として活用する。

8 スクールバス対応

- (1) 発熱、風邪症状、体調不良時は乗車を控えるよう保護者協力の依頼
- (2) スクールバス運行前後の車内の除菌や消毒
- (3) バスの一部の窓を開けて車内の換気をする
- (4) 運転手、添乗員の健康チェックの実施とマスク着用
- (5) スクールバス登校便の3密状態を解消するため、バスを増便
- (6) スクールバス到着時の玄関等での混雑を回避
→児童生徒の登下校口の分散化
A部門：正面玄関左、医療的ケア：地域支援室入口
B部門：小学部・高等部：正面玄関右、中学部(2・3年)：さくら棟入り口
※高等部の一部はエントランス奥にビニールシート利用

9 給食対応

- (1) A 中学部・A 高等部(1組を除く)、B 高等部(自主通学生を除く)は従来通りの食堂を利用

- 座席は距離を取り、対面にならないようにする。
- (2) A・B小学部、A中学部の一部、B中学部及びB高等部の自主通学生はワゴン車を使用して教室へ運び、座席の間隔を空けて食事する。
- 給食前後の除菌水による消毒及び配膳時の感染予防の徹底

10 消毒関係

- (1) 毎日、児童生徒下校後、教室の教材・教具、机、椅子、ドアノブ、電気スイッチ、床、教室前廊下の手すり等を消毒する。
教室で食事をする場合は、給食前後に机を消毒する。
- (2) 特別教室の床は週2回 児童生徒下校後、消毒する。使用した教材・教具等は各授業担当者がその都度または授業後に消毒する。
- (3) トイレ介助後はその都度、便座周りを消毒する。トイレの床は毎日下校後に消毒する。
- (4) 校内の廊下は週2回（エントランスは毎日）消毒する。手すりは毎日消毒する。
- (5) 会議室を授業で使用の場合は、授業者が授業後に机、椅子等を消毒する。
- (6) 歩行器や車椅子のグリップ等は毎日、児童生徒下校後、消毒する。

11 その他

- ・放課後等デイサービス等の支援機関との連携・協力
- 迎えは登下校口前で待機することを文書依頼済み
- マスク着用をお願いします。